

第6分野 「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」

I これまでの施策の効果と、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画」が十分に進まなかった理由

1 農山漁村における女性農業委員や認定農業者数、女性による起業等が徐々に増えているなど、農山漁村における男女共同参画は穏やかにではあるが進展をみせている。

しかしながら、例えば農業委員や農協役員への女性の参画は全体的に依然として低い水準に留まっており、「2020年30%」の目標達成には相当の推進力が必要である。

農作業等のほかに家事・育児・介護等が女性の側の負担となっているなど、女性を取り巻く環境は依然として厳しい。

2 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画が十分に進まなかった主な理由は以下のとおりである。

- (1) 世代・地域・職種によっては依然として古い因習等が社会の行動様式を強く規定している傾向があり、固定的性別役割分担意識が残存している。
- (2) 地域自治会等の地縁的組織の変革が十分に進展していないことが、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する上での障壁となっている。
- (3) 家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請、農業者年金への女性の加入、女性の固定資産の形成など、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法や制度があるが、現場への正確な趣旨の浸透や周知徹底が効果的に行われていない。

II 今後の目標

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化¹⁶」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げている、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画するため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、固定資産の形成など女性の経済的地位の向上を図る。

女性の参画の推進と並行して、家事・育児・介護等にかかわる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を推進する。

¹⁶ 農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、あらゆる方針決定の場における女性の参画を図るため、市町村・農協等地域において、より具体的な目標設定を強力に働きかける。例えば農業委員の選出の際に、特定の推薦枠に基づく登用に留まらず、選挙による女性の参画を働きかける。

(2) 具体的な取組

- ① 農山漁村に残存している固定的性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、農山漁村の男女が「個」としての主体性を確保するための啓発活動を行う。
- ② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修・情報提供等を推進する。さらに、女性リーダー層のネットワーク化を推進する。
- ③ 農業委員や農協役員等の女性の登用について、「2020年30%」に向けた具体的な目標(例えば2015年の目標)を設定するとともに、ゼロからの脱却、複数選出を強く働きかける。また、農業委員等各種委員・役員の選出の母体になっている地縁的組織における意思決定が男女共同参画の視点から行われるよう働きかけを行う。
- ④ 農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

(1) 施策の基本的方向

農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置づけを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 農業者における家族経営協定の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、農業者のみならず、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。
- ② 女性指導農業士や女性認定農業者、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開する。
- ③ 農地等の固定資産の形成が女性の地位向上に資する具体的な効果等を把握し、啓発活動を実施する。
- ④ 消費者ニーズへの対応など女性の農業への取組を支援する。
- ⑤ 農林水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の起業、農業体験など農山漁村の「6次産業化」の推進に当たっての女性の取組を支援する。

- ⑥ 新規に就農を希望する女性の実態を把握する。男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進する。
- ⑦ 農作業事故における男女別データの蓄積を含む実態把握を推進するとともに、防止対策の強化を行う。農業機械等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関し、女性による多様な職種を選択や安全面の強化に配慮した対策を推進する。
- ⑧ 施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。
- ⑨ 漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

(1) 施策の基本的方向

女性が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがないように、多様な取組を促進する。農山漁村における少子・高齢化の進展に対応するため、高齢女性への支援にも配慮した各種のサービスの展開や必要な設備の整備等の生活支援を進めるとともに、年金制度の有効活用を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 生産と育児や介護との両立を支援するため、経営面の参画に加え、仕事と生活の調和に配慮することなどを含んだ家族経営協定の締結を促進するとともに、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援を強化する。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促す。
- ② 地域内の「助け合い組織」の設置や配食サービス等を支援する。
- ③ 公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。
- ④ 農業者年金への女性農業者や若い農業者の加入の促進を図る。